

報 道 資 料

平成29年12月22日

政策推進課 広域調整係

瀬尾・田中

内 線 2121・2125

ダイヤル 0742-27-8306

FAX 0742-22-8012

平成30年度政府当初予算案等の決定について

本日、12月22日に、平成30年度政府当初予算案が閣議決定されました。
これに対する本県の考え方は、次のとおりです。

- ・平成30年度政府当初予算案等に関する知事コメント（別紙1）
- ・地方消費税の清算基準の見直しについて（別紙2）
- ・文化財保護法の改正について（別紙3）
- ・地方創生関連交付金について（別紙4）
- ・地方大学の活性化に向けた財政支援について（別紙5）
- ・「森林環境税（仮称）」について（別紙6）
- ・陸上自衛隊駐屯地の配置要望について（別紙7）
- ・有料道路ネットワークの早期完成について（別紙8）

なお、政府予算案の詳細はまだ十分に把握できていませんが、今後とも情報収集に努めるとともに、引き続き配分額の確保などに取り組んでいきます。

平成30年度政府当初予算案等に関する知事コメント

平成29年12月22日
奈良県知事 荒井正吾

- 本日、平成30年度政府当初予算が閣議決定されましたが、経済再生と財政健全化を共に達成しつつ、一億総活躍社会を実現させるために、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革などの政策を総動員するとともに、「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算であると評価しています。

一億総活躍社会を実現するためには、地方創生が最も緊急度の高い取組の一つであり、本県としても、奈良県独自の地方創生を実現するため、高齢者のための医療体制や地域包括ケアの整備、若者が働きやすく、子育てしやすい環境づくりに加えて、奈良県経済の足腰を強化し次世代の働く場を造ること、文化観光資源を活かしたインバウンド観光振興など、諸施策を推進して参りたいと考えています。

- 地方財政対策に関しては、地方一般財源総額が前年度と同水準で確保されたことについて、評価しています。しかしながら、社会保障費が大きく増加するなど、地方財政は依然厳しい状況が続いており、本県としては、より一層の税収の確保が重要であると考えています。

そのような中で、平成30年度税制改正において、これまで本県が提言・要望してきた、地方消費税の清算基準の抜本的見直しが実現されたことは喜ばしいことです。

県の財政運営にあたっては、今後も引き続き、歳入・歳出の両面から財政健全化に向けた取組を進めて参りたいと考えています。

地方消費税の清算基準の見直しについて

1. 奈良県の提言・要望内容

○統計データの利用方法について

- ① 供給側の統計データのうち正確に都道府県別の最終消費を把握できていないデータを除外すること。
- ② 統計カバー外の代替指標を人口に統一(経済センサス基礎調査による従業者数の利用を廃止)すること。

○人口の比率について

上記①による統計カバー率(現行75%)の低下及び上記②による従業者数の廃止により、人口の比率を60%(統計改革の動きを踏まえ、商業統計がサンプル調査化されるのであれば80%)以上にまで引き上げること。

2. 政府予算案等の内容

平成30年度与党税制改正大綱において下記のとおり決定。

- 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外。
 - ・ 商業統計の「百貨店」、「家電大型専門店」、「衣料品専門店」、「衣料品中心店」、「自動販売機による販売」及び「医療用医薬品小売」
 - ・ 経済センサス活動調査の「建物売買業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」、「不動産賃貸業」、「不動産管理業」、「医療・福祉」及び「火葬・墓地管理業」
- 統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。(従業者数の利用を廃止)

3. 荒井知事コメント

本県は地方消費税の清算基準を最終消費の実態を適切に反映するものに見直すべきと再三再四主張してきた。今般の見直しにおいては、従業者数の比率の廃止が実現する。加えて統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものが除外されるなど、本県の提言における具体的指摘が数多く盛り込まれた。これらのデータの除外分は人口の比率に代替され、平成30年度税制改正として、本県提言とほぼ遜色のない人口の比率の50%への大幅な引上げが実現することになる。本県の提言や要望活動なくして得られなかった成果と受け止めており、感慨を禁じ得ない。

今回の清算基準の見直しは、県民にご負担いただいた地方消費税の税収が本県に適正に帰属するよう見直されるものであり、見直しによる増収を目に見える形で県民に還元していきたいと考えており、平成30年度予算編成から、今般の見直しによる増収分を教育予算の充実という形で具体的に反映させるべく、検討を行っていきたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁総務部税務課 岡山、布元

電話:0742-27-8363(庁内内線:2233)

文化財保護法の改正について

1. 奈良県の提言、要望内容等

①文化財保護法の改正

- ・地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今般の文化財保護法改正に必ず盛り込むこと。
- ・市町村の基本計画のみではなく都道府県も大綱的な計画を策定する主体として位置づけることをはじめとして都道府県の積極的な役割を法令上明確に位置づけること。

②「60日ルール」の抜本的な見直し

- ・施設環境や人的体制が整っている文化財等修復・公開施設である場合は、文化財の特質に応じて常設展示を行えるようにする等、60日ルールの適用範囲を弾力的かつ抜本的に見直すこと。

2. 政府予算案等の内容

文化財保護制度見直しに係る文化審議会において以下の答申が出された。

- ・文化財保護に関する事務については、景観・まちづくり等の事務との総合的・一体的な事務の管理・執行を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的であると当該地方公共団体が判断する場合に、**条例により首長が担当することを選択できる制度とすること**(①の一部反映)
- ・都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の**文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画を策定することができること**(①の残余の部分に対応)
- ・60日ルールについては、**公開日数がのべ60日以内の一律であったところ、上限を年間150日に延長すること**(②の一部反映)
- ・その他、文化財の修理寄託・長期貸付については、公開日数の限定について定めた「国宝・文化財の公開に関する取扱要項」の対象外であることが明確化される方向であることを確認している。

3. 荒井知事コメント

本県は、文化財保護制度については、文化財の活用の観点が必要であるとの考えから見直しを訴え続けてきた。文化財保護法改正に向け、その先鞭として、文化財保護制度見直しに係る文化審議会において、条例により首長部局が文化財保護を担当できること、都道府県も大綱的な計画を策定できること、「60日ルール」の見直しを行う答申が出された。このことは、本県の提言・要望の成果と考えている。

国における今後の文化財保護法をはじめとする関係法令の改正作業への速やかな移行を期待するとともに、それに伴って必要となる奈良県の対応についても考えて参りたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁地域振興部文化資源活用課 大西、山本

電話：0742-27-2054(庁内内線：2507)

地方創生関連交付金について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

- 本県は、20年後となるリニア奈良市附近駅開業をも見据え、**インバウンド観光戦略を強力に推進**する予定。
- その柱となる**滞在型観光「泊まる奈良」と、豊富な文化資源を活用する「活かす奈良」を実現するためには、ソフト事業に加え、ハード（施設整備等）事業が欠かせない。**



((仮称)奈良県国際芸術家村のイメージ)

国への要望

- 平成30年度予算においても地方創生推進交付金を措置するとともに、インバウンド観光振興等のため一層の効果的な活用が図られるよう、弾力的な運用を図ること。**
- 地方創生推進交付金に加え、**地方創生拠点整備交付金の継続**などにより施設整備事業の需要に適切に配慮するとともに、交付額上限の目安の撤廃に加え、複数年にわたる事業展開に十分配慮した制度設計や弾力的運用を図ること。

2. 政府予算案等の内容

- 平成29年度補正予算において「生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金」として、**地方創生拠点整備交付金の継続（予算額600億円）が決定。**
- 平成30年度予算においても、**地方創生推進交付金が措置（予算額1,000億円）された。**

3. 荒井知事コメント

本県独自の地方創生の実現に資する施設整備等の取組を、本県が自主的・主体的に、かつ機能的・弾力的に行うことができるよう、十分な予算措置を講ずることを国に求めてきた。今般の予算措置は、本県の要望に理解が得られたものと考ええる。

今後、本交付金を効果的に活用し、本県の持つ文化観光資源を活かしたインバウンド観光振興など、諸施策を推進して参りたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁総務部知事公室政策推進課 永井、田中

電話：0742-27-8306(庁内内線：2101)

地方大学の活性化に向けた財政支援について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

- 国においては、「人材への投資による生産性向上」が今後の政策の中心に据えられているが、地域におけるその実現には、**地方大学の活性化が不可欠**である。
- 特に、本県では、大学入学時に当たる18・19歳の転出超過が大きく、**高卒者の自県進学率は15%**にとどまっており、**入学定員の縮小傾向も顕著**なものとなっている。
- このため、県内の進学需要に的確に対応するとともに、地域を担う多様な人材やグローバル化に対応した人材を育成すべく、地方大学が特色ある取組を進めることが喫緊の課題である。



奈良県立大学の施設整備イメージ

- ▶ 奈良県立大学では、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」ため、対話型少人数教育(コモンズ制)とフィールドワークに重点をおいて、地域社会及び国際社会で活躍できる人材の育成に取り組んでいる。
- ▶ このため、コモンズ制に対応した施設や、地域との交流活動の拠点としても活用できる施設の整備が必要。

国への要望

- 地方創生推進交付金その他の財政支援制度において、**地方大学の特色ある取組を支援する新たな枠組みを創設**すること
- その際、ソフト事業のみならず**ハード事業(施設整備等)についても対応が必要**なことから、地方創生拠点整備交付金の継続やその中での積極的メニュー化などにより適切に配慮すること。

2. 政府予算案等の内容

地方大学の振興に関する新たな交付金の創設が決定。

本交付金は、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、**地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組が対象**となる。事業費に対する補助割合は50～75%。

3. 荒井知事コメント

地方大学の振興に関する新たな交付金が創設されたことは、地域の実状に応じた大学の改革に取り組んでいる本県の要望に理解が得られたものと考えている。

県としては、引き続き、奈良県立大学における特色ある取組や、その際必要となるハード事業(施設整備等)を推進するとともに、県全体を俯瞰した高等教育機関の振興にも取り組んで参りたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁地域振興部教育振興課 岡田、山下

電話:0742-27-8919(庁内内線:2576)

「森林環境税(仮称)」について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

- 政府において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税(仮称)の創設が検討されている。
- 森林環境税(仮称)の使途として想定される施業放置林の間伐は、本県で導入済みの超過課税の使途と重複しており、新たな負担に県民の理解を得ることは必ずしも容易でない。また、市町村主体の森林整備を進めるには県の役割が一定程度必要。
- 本県においては、紀伊半島大水害で大きな被害を受け、改めて持続可能で災害に強い森林づくりが求められていること等を踏まえ、三重県・和歌山県と連携して、新たな森林環境管理制度の導入を検討している。

国への要望

- 都道府県の役割について、今後果たすべき役割を積極的に評価し紀伊半島の新たな森林環境管理体制の構築に活用できるなど、その役割に応じた財源確保を適切に行う仕組みとすること。
- 使途については、現在、奈良県が独自に課税している超過課税への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

2. 政府予算案等の内容

平成30年度与党税制改正大綱において下記のとおり決定

- ・森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を制度創設。平成31年度から市町村及び都道府県に対して譲与し、課税は平成36年度に開始する。
- ・森林環境譲与税(仮称)は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てる。

3. 荒井知事コメント

- 森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)が創設されることは、妥当な結論であり、都道府県の役割については本県の要望に理解が得られたものと考える。
- 森林環境税(仮称)の使途と本県の超過課税の使途との重複の問題は、今後の課題であり、県税制調査会等で検討して参りたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁農林部新たな森林環境管理体制準備室 松田、藤平 電話:0742-27-8115(庁内内線:3991)

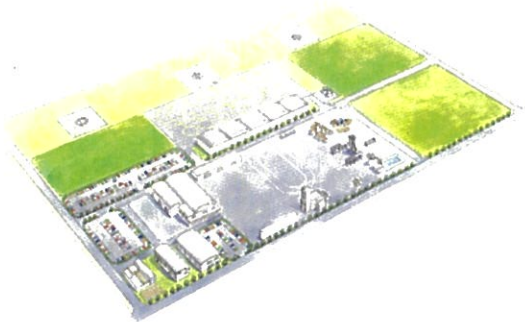
陸上自衛隊駐屯地の配置要望について

1. 国・奈良県の実組、要望内容等

I 奈良県は全国で陸上自衛隊が唯一ない県

II 国土強靱化（南海トラフ巨大地震等）対応のため、紀伊半島の中央に位置し、津波被害のない奈良県に陸上自衛隊駐屯地が是非必要

III 陸上自衛隊駐屯地と県広域防災拠点（基地）の連携により、大規模災害時などに迅速な自衛隊部隊等の展開が可能



県広域防災拠点のイメージ

2. 政府予算案等の内容

防衛省は、これまでの調査を踏まえ、奈良県が整備する広域防災拠点（五條市）の検討に引き続き協力するための調査経費として、約2百万円を計上

3. 荒井知事コメント

本県では、県内の地震、大洪水はもとより、南海トラフ巨大地震による津波被害の発生が予想される紀伊半島海岸地域への救援を見据えて、五條市への陸上自衛隊駐屯地の誘致を進めている。

今般、国の来年度予算案においては、今年度に引き続き、自衛隊の展開拠点確保に係る経費として、約2百万円を計上していただき感謝している。

県としては、今後とも防衛省が行う候補地の調査に協力するとともに、五條市及び奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会と一体となって、陸上自衛隊駐屯地誘致について、国への要望を続けてまいりたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁総務部知事公室防災統括室 辻、藤田

電話：0742-27-8425（直通）（庁内内線：2270）

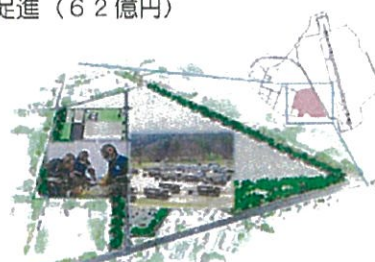
「防衛省H30年度予算の概要」(抜粋)

6 大規模災害等への対応

各種の災害に際して、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたり、持続可能な対応態勢を構築する。

(1) 災害対応拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化

- 災害時における機能維持・強化のための耐震化・津波対策の促進(62億円)
- 災害対応拠点地区等の整備(入間)(20億円)



災害対応拠点地区等の整備(入間)
(イメージ図)

- 災害等における自衛隊の展開拠点確保(奈良・福井)(4百万円)
広域防災拠点となり得る自衛隊の展開基盤について、大規模震災等への実効的な対応態勢を確立するために必要な経費を計上

(2) 大規模・特殊災害等に対応する訓練等の実施

- 自衛隊統合防災演習(JXR: Joint Exercise for Rescue)
国内の大規模災害発生時に円滑かつ効果的に対応して被害を最小限とするため、自衛隊統合防災演習を実施し、大規模災害対応に係る自衛隊の統合運用能力を維持・向上
- 日米共同統合防災訓練(TREX: Tomodachi Rescue Exercise)
国内の大規模災害発生時における在日米軍等との連携要領の確立及び震災対応能力の維持・向上を図るため、日米共同統合防災訓練を実施
- 離島統合防災訓練(RIDEX: Remote Island Disaster Relief Exercise)
離島における突発的な大規模災害に対して、統合運用による円滑な災害対応のための能力の維持・向上を図る訓練を実施



自衛隊統合防災演習(JXR)
(イメージ)



日米共同統合防災訓練(TREX)
(イメージ)



離島統合防災訓練(RIDEX)
(イメージ)

II

有料道路ネットワークの早期完成について

1. 国・奈良県の取組、要望内容等

○平成28年12月16日に、料金体系の整理・統一とネットワークの整備、さらに管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現等からなる「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」が国土交通省から発表された。

○本県の高速道路ネットワークの将来像を考えた場合、第二阪奈有料道路と大和北道路はネクスコ西日本のネットワークに組み入れ、交通流動を含め広域的・一元的にマネジメントしてもらいたいと考え、国に求めてきた。



出典：近畿地方整備局発行の管内図を奈良県で加工

2. 政府予算案等の内容

平成29年12月22日に、「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」の改正が国土交通省から公表され、第二阪奈有料道路については以下のとおり示された。

- ・第二阪奈有料道路は、速やかにネクスコ西日本に移管し、阪和道や南阪奈道路等との一元的な管理に移行する。
- ・料金体系については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入する。

3. 荒井知事コメント

今般、「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」がまとめられ、第二阪奈有料道路を速やかにネクスコ西日本に移管して頂けることは、本県の要望に理解が得られたものと考えます。

今後、県としては、第二阪奈有料道路を移管し、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制の導入に向け、必要な手続きを進めるとともに、高速道路会社と一体的な道路ネットワークを形成するため、大和北道路について、ネクスコ西日本との合併施行方式による平成30年度新規事業化を国に要望を続けて参りたい。

【上記に関する問い合わせ先】

奈良県庁県土マネジメント部道路建設課 松田、中井

電話：0742-27-7494(庁内内線：4132)